

1万件（2013年）以上の審査請求で生活保護基準の引き下げにストップを

## 2018年度予算案における生活扶助基準見直しの問題点

### 生活扶助基準見直しの内容

**平均1.8%・最大5% 基準引き下げ【年160億円削減】 ➡ 18年10月～3年間で段階実施  
7割の世帯で減額、都市部の夫婦子2人・高齢単身世帯等で約5%の減額！**

**前例ない大幅引き下げを含め2004年から相次ぐ減額に耐えがたい追い打ち**

生活扶助費の推移 (1親世帯、各種別算より)	2004年	2012年	2015年	2020年 今回の引き下げ終了後	減額金額	減額割合
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、小中学生)		220,050円	205,270円	196,010円	24,040円	-10.9%
母子世帯 (40代母、小中学生)		212,720円	199,840円	190,490円	22,230円	-10.5%
高齢単身世帯 (75歳)	93,850円	75,770円	74,630円	70,900円	22,950円	-24.5%

(年 老 2  
3 齢 0  
3 加 0  
7 算 4  
億 廃 年  
止)

(年 大 最 平 生 2  
6 幅 大 均 活 0  
7 引 1 6 扶 1  
0 き 0 . 助 3  
億 下 % 5 年  
げ % )

(年 引 期 2  
7 き 末 0  
0 下 一 1  
億 げ 時 3  
扶 年  
助 )

(年 引 住 2  
1 き 宅 0  
9 下 扶 1  
0 げ 助 5  
億 年)

(年 引 冬 2  
3 き 季 0  
0 下 加 1  
億 げ 算 5  
年)

### 問題点1 【所得下位10%層】(第1・十分位層)を比較・均衡の対象としている

**1 所得下位10%層(第1・十分位層)と均衡させる方式で生活扶助基準が改定されたことはない**

**現行の改定方式(S59年～)＝「水準均衡方式」**  
 平均的世帯(一般勤労者世帯)の消費水準の6～7割で保護基準を均衡させようとする方式

所得下位10%層等の低所得世帯と均衡させるという方式では全くない  
 ※H15年検証で初めて比較対象とされ生活扶助基準の方が高かったが、「その水準は基本的に妥当」と判断されている！

**2 所得下位10%層(第1・十分位層)との均衡では基準が際限なく下がるなど極めて不合理**

生活保護捕捉率(保護基準以下の収入の世帯のうち、保護を利用している世帯が占める割合) ➡ **たった2割程度！**

所得下位10%層(第1・十分位層)には、保護基準以下での生活に耐えている世帯が極めて多数含まれる！

- ➡ このような層と比較したら、保護基準の方が高いに決まっている。
- むしろ、「健康で文化的な最低限度の生活」を営めていない世帯が生活保護から漏れてしまっているという憲法問題。この問題を無視して、保護基準の方を引き下げるとするのは本末転倒。
- ➡ 所得下位10%層を比較対象とすると、保護基準は際限なく下がる。

**3 所得下位10%層(第1・十分位層)との均衡では本来あるべき絶対水準を割るおそれあり**

所得下位10%層(第1・十分位層) ➡ その大部分がOECD基準の相対的貧困線以下

「健康で文化的な最低限度の生活」を営める水準という本来あるべき絶対水準を考慮せず、所得下位10%層という最貧困層と均衡させるのは、憲法の趣旨に反する。【H29基準部会報告書(27頁)も懸念を表明】

### 問題点2 子どもの貧困対策【貧困の連鎖解消】に逆行

**延べ35万人の子どもが不利益を被る**

- ➡ 児童養育加算(3歳未満) 月1.5万円➔1万円 ➡ 2.2万人の子どもに影響
- ➡ 母子加算 平均月2.1万円➔1.7万円 ➡ 13.7万人の子どもに影響
- ➡ 学習支援費 高校生・月5150円➔実費支給(クラブ活動) ➡ 18.9万人の子どもに影響

生活保護問題対策全国会議作成

## 日本…「貧困層の社会保障を脅かす生活保護削減」 国連の専門家が警告

●国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が公開した、今年の10月からの生活保護費削減や生活保護法改悪について、人権専門家が日本政府に対し警告する報道発表（国連人権高等弁務官事務所〈OHCHR〉のウェブページ・日本語版より）

ジュネーブ（2018年5月24日）  
国連の人権専門家（\*）は、今年10月から実施予定の生活扶助費の段階的な引き下げについて、貧困層、特に障害者、一人親世帯、また高齢者の最低限の社会保障を脅かすものとして、日本政府に見直しを求めた。

昨年12月に生活扶助の支給額が今後3年間で最大5%引き下げられることが決定されたのを踏まえ、人権専門家が警告を發した。今回の措置により、現在の受給世帯の約3分の2の世帯で生活扶助額が減額される見通し。

「日本のような豊かな先進国におけるこのような措置は、貧困層が尊厳を持って生きる権利を踏みにじる意図的な政治的決定を反映している」と専門家は述べた。

「日本は緊縮政策が必要な時においても、差別を撤廃し、すべての人に基本的な社会的保護を保障する義務がある。貧困層の人権への影響を慎重に考慮せずに採択されたこのような緊縮政策は、日本の負っている国際義務に違反している」と付け加えた。

今回の削減は、2013年に行われた

UNITED NATIONS HUMAN RIGHTS OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER

WHAT ARE HUMAN RIGHTS? DONATE

HOME ABOUT US ISSUES HUMAN RIGHTS BY COUNTRY WHERE WE WORK HUMAN RIGHTS TOPICS NEWS AND EVENTS PUBLICATIONS AND MATERIALS

Japan: Benefit cuts threaten social protection of the poor, UN rights experts warn

Japanese version

GENEVA (24 May 2018) – UN human rights experts\* are urging the Government of Japan to review a series of planned benefit cuts which threaten the minimum social protection for the poor, particularly those with disabilities, single parents and their children, and older people living in poverty.

The warning follows a decision by the Japanese Government in December last year to cut the level of benefits for low-income households by up to five percent over the next three years. The austerity measures will hit two-thirds of households currently receiving State assistance.

"In an affluent, developed country like Japan, these measures reflect a conscious political decision which directly undermines the rights of the poor to live with dignity," said the experts.

"Even in times of austerity, Japan is under an obligation to ensure a basic level of social protection for all without discrimination. Austerity measures of this nature, adopted without careful consideration of their impact on the human rights of the poor, are in violation of Japan's international obligations," they

同様の生活保護の予算削減に続くものである。専門家は、年収を10段階に分けた場合の最も低い所得世帯層の消費支出の状況に基づいて生活保護基準を見直すという方式の正当性に疑問を呈している。

「この基準に基づいて決定される最低生活水準は、国際人権法で要求される適切な生活水準と合致しない。このような欠陥のある方式に基づくと受給額減額によって、日本はますます多くの人々を貧困に陥れることになる」と主張した。

「高齢者の貧困と社会的排除により、またも多くの人々が声を上げられないまま苦しむことになろう。これらの政策が修正されなければ、貧困に最も影響を受けやすい人々、特に女性の高齢者、女性世帯主世帯、女性の障害者などを傷つけるだろう」と強調した。

「今回の削減によって最も打撃を受けるのは障害者であろう。経済的負担の増加により、施設に入ることを余儀なくされたり、自殺を図るケースが増えているとの報告もある。生活扶助費の削減は、障害者権利条約によって保障された、障害者が地域社会で自立して生存する平等の権利を奪うものである」と専門家は述べた。

専門家は、国際義務に基づき、生活扶

助費の引き下げの包括的な人権アクセスメントを行い、そして負の影響を緩和するために必要な対策を講じるよう、政府に要請している。

また、専門家は、政府が生活保護改正法案を現在審議していることに触れ、生活保護受給者が非受給者と同等に医療を受ける権利を制限する可能性がある指摘した。「生活保護受給を理由に、医薬品の使用に制限を課すことは、国際人権法に違反する不当な差別に当たる。政府は改正法案を慎重に再検討するよう強く要請する」と述べた。

専門家は、日本政府にすでに直接懸念を表明した。

以上

(\*) 今回の声明を発表した国連人権専門家一同・フィリップ・オルストン氏、極度の貧困と人権の特別報告者・ホアン・パブロ・ボホスラブスキー氏、対外債務と人権の独立専門家・カタリーナ・デバンダス氏、障害者の権利の特別報告者・ローザ

・コーンフェルド・マッテ氏、高齢者の人権の独立専門家。  
国連人権専門家は、国連人権理事会の「特別手続き」に属する専門家である。

「特別手続き」とは数々の独立専門家を擁する、国連人権機構の中の最大組織である。特定の国における人権状況やテーマ別の人権状況について事実調査・監視を行う、国連人権理事会の独立した数々のメカニズムを総称して「特別手続き」という。全ての国が調査対象となる。  
「特別手続き」の専門家は国連職員ではなく、金銭的報酬も受け取らず、自らの意思で調査に取り組み、いかなる政府、組織からも独立し、個人の資格で任務にあたる。

—国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）  
R）各国ページ 日本